

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成27年6月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 1 工事概要

- (1) 工事名 水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事
- (2) 工事場所 岩手県盛岡市内丸地内ほか
- (3) 工事内容 次に掲げる遠隔拠点における水門・陸閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事に係る設計及び施工  
ア 統制局（県庁及び釜石地区合同庁舎） 2局  
イ 制御所（各地区合同庁舎） 5箇所  
ウ 制御所（消防署等） 13箇所  
エ 制御所（市役所及び町役場） 6箇所  
オ 遠隔監視制御装置（子局） 158箇所
- (4) 工期 契約締結の日の翌日から平成31年3月15日まで
- (5) 選定方式 本工事は、技術提案書の提出者から受けた提案を、3(1)に示す評価基準に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を受注候補者として選定する公募型プロポーザル方式の設計・施工一括発注方式工事である。

## 2 参加表明書の提出者に要求される資格

- (1) 2者若しくは3者の構成員からなる任意に結成された特定共同企業体又は単体有資格者であること。
- (2) 特定共同企業体の各構成員又は単体有資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、単体有資格者にあつては、サの要件を除く。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定のいずれにも該当しない者であること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
  - ウ 法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていること。
  - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第1項の規定による再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第1項の規定による更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - カ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと（アに規定する者を除く。）。
  - キ 特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する規程（平成8年岩手県告示第427号）第3条第2項の審査を受け、電気通信工事の資格基準に適合すると認められている者であること。
  - ク 参加表明書の提出の日から1に示した工事の請負契約の相手方の決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
  - ケ 本件手続に参加しようとする者のうちに資本関係又は人的関係がある者がいないこと（資本関係又は人的関係がある者同士が、1つの特定共同企業体を任意に結成している場合を除く。）。
  - コ 参加表明書の提出の日から1に示した工事の請負契約の相手方の決定の日までの間に、1に示した工事の請負に必要とされる建設工事の種類について、法第28条第3項又は第5項の規定に基づき岩手県（1に示した工事の請負に当たって岩手県の区域外での工事の施工等を要するときは、その都道府県）の区域内における営業の停止を命ぜられた者にあつては、当該

営業の停止の期間が経過している者であること。

サ 特定共同企業体の構成員は、当該特定共同企業体以外の特定共同企業体の構成員又は単体有資格者として本件手続に参加することはできないこと。

(3) 特定共同企業体の代表となる構成員（以下「代表者」という。）又は単体有資格者は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。ただし、単体有資格者にあつては、エの要件を除く。

ア 平成12年4月1日以降に、元請として衛星通信のネットワークを利用した無線設備工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工したものに限る。）。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に配置することができること。

(ア) 電気電子部門の技術士又は電気通信工事業に関して法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。

(イ) 平成12年4月1日以降に、元請として衛星通信のネットワークを利用した無線設備工事を施工した経験を有する者であること。

(ウ) 電気通信工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(エ) 代表者又は単体有資格者が、技術提案書の提出の日において雇用している者であること。

ウ 法に基づき電気通信工事業の特定建設業許可を受けていること。

エ 構成員のうちで出資比率が最大であること。

(4) 特定共同企業体の代表とならない構成員（以下「非代表者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を1に示した工事に配置することができること。

(ア) 電気電子部門の技術士又は電気通信工事業に関して法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。

(イ) 電気通信工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 非代表者が、技術提案書の提出の日において雇用している者であること。

イ 構成員ごとの出資比率は、構成員数に応じ、それぞれ次に掲げる比率を下回らないこと。

(ア) 構成員が2者の場合 30%

(イ) 構成員が3者の場合 20%

### 3 技術提案の評価に関する事項

(1) 評価基準 1に示した工事に係る技術提案に対する評価は、次に掲げる評価項目について技術提案を受け付け、各項目及びプレゼンテーションを総合的に評価して受注候補者を選定するものとする。

ア 見積価格

イ 施工計画等

ウ 関連工事との工程調整

エ システムの信頼性及び性能

オ 維持管理

(2) 審査の実施

ア 受注候補者の選定のための審査は、水門・陸<sup>こゝろ</sup>閘自動閉鎖システム（衛星通信系）整備工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、(1)に示した評価基準に基づき行う。

イ 審査委員会は、技術提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する。

### 4 手続等

(1) 担当部局 郵便番号020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県県土整備部河川課管理担当 電話番号019-629-5902

(2) 実施要領等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間 この公告をした日から平成27年8月26日(水)まで

イ 交付方法 岩手県公式ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/nyuusatsu/sonota/>) に掲載する。

(3) 参加表明書等の提出

- ア 本件手続への参加を表明する者は、参加表明書及び参加資格確認調書（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。
- イ 特定共同企業体として本件手続への参加を表明する者は、参加表明書等のほか、特定共同企業体協定書の写しを提出すること。

(4) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成27年7月6日(月)午後5時（受付期間は、同年6月9日(火)から同年7月6日(月)までの岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで）
- イ 提出場所 (1)の場所
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、アの提出期限までに到達したものに限り受け付ける。なお、提出した参加表明書等は、返却しない。また、平成27年7月6日(月)正午を経過した時以後は、提出書類の全部又は一部の差替え又は再提出は認めない。

(5) 技術提案書の提出 参加表明書等を提出した者のうち、2に示す資格要件を満たしていることが確認された者は、技術提案書を提出すること。

(6) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成27年8月20日(木)午後5時（受付期間は、同年7月13日(月)から同年8月20日(木)までの休日を除く日の午前9時から午後5時まで）
- イ 提出場所 (1)の場所
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ただし、郵送の場合は、アの提出期限までに到達したものに限り受け付ける。なお、提出した技術提案書は書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 手続における交渉の有無 無
- (3) 契約保証金 納付すること。ただし、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第113条第1項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、同規則第112条第1号又は第2号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 1に示した工事に直接関連する他の工事の請負契約を1に示した工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 契約の締結 この公告に係る契約は、岩手県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ。
- (8) 手続への参加に要する費用 本件手続に参加することを希望する者の負担とし、本件手続が中止された場合であっても、当該費用は、補償しない。
- (9) その他 詳細は、実施要領等による。

6 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Execution and Layout for Construction on Automatically Closing Floodgate and Land Lock Systems (Satellite Communication)

(2) Time-limit to express interests:

5:00 p.m., 6 July, 2015

(3) Time-limit for the submission of proposals:

5:00 p.m., 20 August, 2015

(4) Contact point for documentation relating to the proposal:

River Division, Department of Prefectural Land Development, Iwate Prefectural Government, 10-1  
Uchimaru, Morioka-shi, Iwate 020-8570, JAPAN TEL019-629-5902